プロジェクト 税効果会計

項目

監査保証実務指針第63号に関する移管にあたっての 適用対象とする税金の範囲の検討及び検討課題の抽出

本資料の目的

- 1. 本資料は、監査・保証実務委員会実務指針第63号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」(以下「監査保証実務指針第63号」という。)を会計基準(案)として移管する場合の適用対象とする税金の範囲を検討することを目的とする。
- 2. また、仮に適用対象とする税金の範囲を本資料で提案する内容とした場合に、移管にあたっての検討課題を抽出する。なお、抽出した検討課題の検討は、審議事項(4)-3で行っている。

移管作業の進め方

- 3. 監査保証実務指針第63号を会計基準(案)として移管するにあたって、まず、適用対象とする税金の範囲を検討する(本資料)。
- 4. 次に、監査保証実務指針第63号における取扱いを、新旧表の形式で、会計基準(案)に移し替え(本資料)、移し替えた会計基準(案)のうち、会計上の指針として踏襲することが難しい事項を、検討課題として抽出する(本資料別紙2)。
- 5. 前項で抽出した検討課題について、対応案を検討する(審議事項(4)-3)。
- 6. なお、仮に本資料及び審議事項(4)-3 において事務局が提案した案を採用する場合の会計基準(案)をイメージ案として示している(審議事項(4)-3 参考資料)。

適用対象とする税金の範囲

第35回税効果会計専門委員会(以下「専門委員会」という。)での検討

- 7. 監査保証実務指針第63号の適用対象は、「法人税、都道府県民税及び市町村民税 (以下「住民税」という。)、事業税、事業所税並びに特別土地保有税」(監査保 証実務指針第63号「1.はじめに」)とされている。これらを適用範囲としている 理由等について、監査保証実務指針第63号には特段記載されていない。
- 8. 本資料では、以下を理由に、法人税、地方法人税、住民税及び事業税を会計基準に 含めることを提案している。
 - (1) 法人税、住民税及び事業税

一般的に金額的な重要性が高く、追徴税額や還付税額の取扱いを明らかにする必要性が高いと考えられるため、会計基準(案)に含めることとしている。

なお、事業税については、利益に関連する金額を課税標準とする事業税のみならず、それ以外の事業税も会計基準(案)の適用対象とし、実務対応報告第12号「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」の内容を、会計基準(案)に統合することが考えられる。

また、監査保証実務指針第63号に定められている土地の譲渡等による追加課税(重課法人税)について¹は、現在課税されていないため、会計基準(案)に含めないことが考えられる。

(2) 地方法人税

平成 26 年度税制改正において創設された地方法人税については、法人税額が課税標準とされており、法人税と同様の取扱いをすることが適当と考えられるため、会計基準(案)に含めることが考えられる。

(3) 消費税

平成元年1月18日に、日本公認会計士協会の消費税の会計処理に関するプロジェクトチームにより、「消費税の会計処理について(中間報告)」が公表されており、実務上、当該報告に従って会計処理及び表示が行われている。この点、実務上大きな課題が聞かれないことや、今後検討する予定の収益認識に関する会計基準の開発にあたって論点となり得ることから、会計基準(案)に含めないことが考えられる。

(4) 固定資産税

一部の業種を除き、一般的に金額的な重要性が高いとは言えず、実務上大きな課題が聞かれないため、会計上の取扱いを明らかにする必要性が高くはないと判断され、会計基準(案)に含めないことが考えられる。

(5) 事業所税及び特別土地保有税²

一般的に金額的な重要性が高いとは言えず、営業費用等で会計処理を行っている実務が浸透していることから、会計上の取扱いを明らかにする必要性が高くはないと判断され、会計基準(案)に含めないことが考えられる。

¹ 平成 26 年度税制改正において、土地の譲渡等がある場合の特別税率の制度停止期間が、土地投機の抑制という観点、及び土地取引の活性化・有効利用を促進する観点から、現在、重課措置を復活させる合理的な理由はないとされ、平成 29 年 3 月 31 日まで延期されている(平成 10 年 1 月以降適用停止)。

² 特別土地保有税は、平成 15 年度税制改正において、平成 15 年度以降、新たな課税は行わないものとされている。

第35回専門委員会での事務局の提案

9. 以上を踏まえ、会計基準(案)において取り扱う税金の範囲は、法人税、地方法人税、住民税及び事業税とすることが考えられるがどうか。

なお、この場合、会計基準の名称は、例えば「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準(仮称)」(以下「法人税等会計基準」という。)が考えられる。

第35回専門委員会で聞かれた意見及び当該意見を踏まえた検討

- 10. 前項の事務局の提案に対し、以下の意見が聞かれた。
 - (1) 連結財務諸表上の税金費用については、海外における追徴税金の徴収方法が異なるため、日本における追徴及び還付に限らず、在外子会社での追徴及び還付にも対応できるような取扱いを示すほうがよいのではないか。
 - (2) 事業所税については、現行の監査保証実務指針第63号の取扱いを踏襲して移管することも考えられるのではないか。
- 11. 第 10 項(1)に関して、在外子会社の会計処理は、実務対応報告第 18 号「連結財務 諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」に従い在外子会社 の財務諸表を IFRS 又は米国会計基準で作成している場合、連結決算手続上当該財 務諸表を利用できるものとされている。また、海外における税金を対象とする場合、 監査保証実務指針第 63 号の建付けを大きく変更することになる。
- 12. 第10項(2)に関して、仮に事業所税について監査保証実務指針第63号の記載を残す場合、他の税金についても会計基準に記載するか否かを幅広く検討する必要がある。この点、今回の移管にあたり、実務で判断に迷う等、会計上の取扱いを明らかにする必要性がある税金を法人税等会計基準の範囲に含めることが適当と考えるため、その観点からは、事業所税について法人税等会計基準に含めないことが考えられる。

今回の事務局の提案

- 13. 以上を踏まえ、法人税等会計基準において取り扱う税金の範囲は、我が国における 法人税、地方法人税、住民税及び事業税とすることが考えられるがどうか。
- 14. なお、この場合、法人税等会計基準の「範囲」に、「本会計基準は、我が国において納税する企業の連結財務諸表及び個別財務諸表における法人税、地方法人税、住

民税及び事業税に関する会計処理及び開示に適用する。」と記載することが考えられる。

ディスカッション・ポイント

・ 適用対象とする税金の範囲について、ご意見を伺いたい。

検討課題

- 15. 第4項に記載した監査保証実務指針第63号を当委員会の法人税等会計基準に移管するにあたり抽出された検討課題は、監査保証実務指針第63号2(1) に記載されている法人税等の更正、決定等による追徴税額及び還付税額に関する事項であり、次のとおりである。
 - (1) 過年度遡及会計基準第55項との関係

監査保証実務指針第63号2.(1) では、法人税等の更正、決定等による追徴税額及び還付税額の会計処理について、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(以下「過年度遡及会計基準」という。)第55項が参照されているが、同項では追徴税額及び還付税額の会計処理を直接定めていないため、会計上の指針においてどのように記載するかが検討課題となる。

(2) 追徴税額に関して法的手段により還付される場合の取扱い

監査保証実務指針第63号2.(1) では、追徴税額に関して法的手段により還付される場合の取扱いについて、監査上の観点から用いられている表現があるため、当該取扱いを会計上の指針として踏襲するにあたって、どのように表現するかが検討課題となる。

ディスカッション・ポイント

・ 抽出した検討課題についてご意見を伺いたい。

以上